

退職勸奨の記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 59 号

退職勸奨の記録に関する規則の一部を改正する規則

退職勸奨の記録に関する規則（昭和 61 年岩手県規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (趣旨) 第 1 条 この規則は、職員の退職手当に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 40 号。以下「条例」という。） <u>第 5 条の 4</u> の規定により、勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨の記録に関し必要な事項を定めるものとする。 | (趣旨) 第 1 条 この規則は、職員の退職手当に関する条例（昭和 28 年岩手県条例第 40 号。以下「条例」という。） <u>第 5 条の 5</u> の規定により、勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨の記録に関し必要な事項を定めるものとする。 |
| (作成者) 第 2 条 条例 <u>第 5 条の 4</u> に規定する勸奨（以下「退職勸奨」という。）の記録は、任命権者又は任命権者から退職勸奨を行うことの指示を受けた者（以下「任命権者等」という。）が退職勸奨記録（別記様式）により作成するものとする。 | (作成者) 第 2 条 条例 <u>第 5 条の 5</u> に規定する勸奨（以下「退職勸奨」という。）の記録は、任命権者又は任命権者から退職勸奨を行うことの指示を受けた者（以下「任命権者等」という。）が退職勸奨記録（別記様式）により作成するものとする。 |
| 2 [略] | 2 [略] |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。